

令和3年12月15日宇都宮地方気象台

土砂災害を対象とする大雨警報・注意報の暫定基準の廃止について

宇都宮地方気象台は、地震の影響を考慮した大雨警報・注意報の暫定基準を廃止し、令和3年12月21日から通常基準により運用します。

令和3年2月 13 日に発生した福島県沖を震源とする地震により、栃木県那須町及び高根沢町では震度5強を観測しました。この地域では地盤の緩みを考慮し、土砂災害を対象とする大雨警報・注意報の土壌雨量指数基準について、那須町及び高根沢町で通常の8割に引き下げた暫定基準を設けて運用してきました。

大雨警報・注意報の暫定基準は、栃木県と宇都宮地方気象台が共同で発表する栃木県土砂災 害警戒情報の発表基準と整合をとりつつ、降雨の状況と土砂災害の関連等を調査し、適切な見 直しを行うこととしています。

今般、栃木県土砂災害警戒情報の暫定基準を、令和3年12月21日をもって廃止して通常基準に戻すことに伴い、土砂災害を対象とする大雨警報・注意報の暫定基準についても下記のとおり廃止し、通常基準に戻すこととしますのでお知らせします。

なお、気象庁で提供する「土砂キキクル(大雨警報(土砂災害)の危険度分布図)」※についても、通常基準による判定結果となりますので、引き続き避難対象地域の絞込みに活用いただけます。

記

- 暫定基準を変更する日時
 令和3年12月21日13時
- 2. 暫定基準を廃止して通常基準とする町(別紙に図示)

那須町、高根沢町

これにより、栃木県内の市町の大雨警報・注意報の土壌雨量指数基準は全て通常基準 となります。

※土砂キキクル(大雨警報(土砂災害)の危険度分布図)は、土砂災害警戒情報や大雨警報(土砂災害)等を補足する情報です。詳細については、以下を参照してください。

https://www.jma.go.jp/jma/kishou/know/bosai/doshakeikai.html#b

土砂キキクル : https://www.jma.go.jp/bosai/risk/#elements:land

本件に関する問合せ先:宇都宮地方気象台 担当:水本

電話 028-635-7260

別紙

大雨警報・注意報の暫定基準を廃止する町



地震により通常基準の8割で運用していたが、通常基準に戻す町